

徳島市物品の購入契約等に係る指名停止等措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、徳島市が発注する物品の購入契約、製造契約その他の契約（建設工事及び建設工事に係る業務委託を除く。以下「物品の購入契約等」という。）に係る業務の適正な執行を図るため、物品の指名競争入札参加資格審査要綱第2条に規定する有資格者名簿に登録された者（以下「有資格者」という。）の指名停止又は指名回避（以下「指名停止等」という。）の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止等)

第2条 市長は、有資格者が別表左欄各号に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）のいずれかに該当するときは指名停止の措置を行うものとし、該当する疑いがあると認めるとき又は当該事実の発生を知った日から指名停止の措置を行う日までは、指名回避の措置を行うものとする。ただし、措置要件のいずれかに該当するか否かの判断につき、第一次的に判断すべき公共機関があるときには、当該公共機関の判断を待つて指名停止の措置を行うものとする。

2 契約担当者は、物品の購入契約等のため指名を行うときは、前項の規定により指名停止等を行った有資格者を指名してはならない。また、現に指名しているときは、直ちにその指名を取り消すものとする。

(指名停止等の適用期間)

第3条 指名停止等の適用期間の基準は措置要件に対応した別表右欄各号の期間のとおりにする。なお、有資格者が一の事案により措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに対応する別表右欄各号に規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止等の期間とする。

2 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止等の期間の短期は、それぞれ別表右欄各号に定める短期の2倍の期間とする。

(1) 措置要件に係る指名停止等の期間中または当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、新たに措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表左欄第6号から第8号までの措置要件に係る指名停止等の期間の満了後3年を経過するまでの間に、新たに第6号から第8号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 市長は、有資格者に情状酌量すべき特別の事由があるため、別表右欄各号及び前2項の規定による指名停止等の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止等の期間を当該短期の2分の1までに短縮することができる。

4 市長は、有資格者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表右欄各号及び第1号の規定による長期を超える指名停止等の期間を定める必要があるときは、指名停止等の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が24か月を超える場合は24か月）まで延長することができる。

5 市長は、指名停止等の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表右欄各号及び前各項に定める期間の

範囲内で指名停止等の期間を変更することができる。

この場合において、別表左欄第7号及び第8号に該当し、かつ、当初の指名停止等期間が満了しているときは、当初の指名停止等期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止等期間を控除した期間をもって、新たに指名停止等を行うことができるものとする。

- 6 指名回避の期間中の有資格者であって、同一事件において指名停止の措置を受けた場合の指名停止の期間には、当該指名回避の期間を含むものとする。指名回避の期間が満了した後において、同一事件において指名停止の措置を受けた場合も同様とする。
- 7 別表左欄第6号から第8号に掲げる措置要件のいずれかにより指名停止等を行う場合において、当該有資格者が他の事案により指名停止等の期間中であるときは、その指名停止等期間は、既に措置されている指名停止等の期間の残存期間を加算した期間とする。ただし、加算後の指名停止等の期間は2年（同一の別表左欄各号に該当する事案の場合は当該措置から2年）を超えないものとする。
- 8 市長は、指名停止等の期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格者に係る指名停止等を解除するものとする。

（指名停止等の通知）

第4条 市長は、第2条第1項及び第3条の規定により指名停止等の措置、指名停止等の期間の変更若しくは指名停止等の解除をしたときは、当該有資格者に対し、その旨を通知書により通知するとともに、関係部課長にも通知する。ただし、市長が通知する必要がないと認めるときは、通知を省略することができるものとする。

（随意契約の制限）

第5条 市長は、指名停止等の期間中の有資格者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、特許物品、著作権保有物等の他の物品に替え難い物品の購入契約等又は災害等急を要する場合の物品の購入契約等については、指名停止等の期間中であっても、当該有資格者を契約の相手方とすることができるものとする。

（事故等の発生報告）

第6条 主務課長等は、当該物品の購入契約等に関し有資格者が措置要件のいずれかに該当し、又はそのおそれがあると認められるときは、速やかに契約監理課長に報告をするものとする。

（庶務）

第7条 指名停止等の措置に係る庶務は、契約監理課において処理する。

附則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年8月2日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

別 表

措 置 要 件	期 間
<p>1 (虚偽記載)</p> <p>市が発注する物品の購入契約、製造契約その他の契約（建設工事及び建設工事に係る業務委託を除く。以下「物品の購入契約等」という。）に係る競争入札において、入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認書類その他の入札前の調査書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2月以上12月以内</p>
<p>2 (粗雑品の納品)</p> <p>物品の購入契約等の履行に当たり、次に掲げる行為をしたと認められるとき。</p> <p>(1) 故意による粗雑品の納入 (2) 過失による粗雑品の納入</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2月以上24月以内 1月以上12月以内</p>
<p>3 (契約違反)</p> <p>(1) 第2号に定めるときのほか、物品の購入契約等の履行に当たり契約に違反し、又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(2) 市が発注する物品の購入契約等において、暴力団等から不当介入を受けながら、市への報告及び警察への届出を怠ったとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>6月以上12月以内</p> <p>1月以上6月以内</p>
<p>4 (公衆損害事故)</p> <p>物品の購入契約等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1月以上6月以内</p>
<p>5 (履行関係者事故)</p> <p>物品の購入契約等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1月以上4月以内</p>
<p>6 (贈賄)</p> <p>次に掲げる者が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 市職員に対する贈賄</p> <p>ア 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>12月</p>

<p>イ 有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、アに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p>	<p>12月</p>
<p>ウ 有資格業者の使用人で、イに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>12月</p>
<p>(2) 県内の市以外の公共機関の職員に対する贈賄</p>	
<p>ア 代表役員等</p>	<p>8月以上12月以内</p>
<p>イ 一般役員等</p>	<p>8月以上12月以内</p>
<p>ウ 使用人</p>	<p>8月以上12月以内</p>
<p>(3) 県外の公共機関の職員に対する贈賄</p>	
<p>ア 代表役員等</p>	<p>4月以上12月以内</p>
<p>イ 一般役員等</p>	<p>4月以上10月以内</p>
<p>ウ 使用人</p>	<p>2月以上6月以内</p>
<p>7（独占禁止法違反行為） 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54条）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6月以上24月以内</p>
<p>8（競売入札妨害又は談合） 有資格業者である個人、有資格業者の代表役員等、一般役員等又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 6月以上24月以内</p>
<p>9（不正又は不誠実な行為） 前各号に掲げる場合のほか、次に掲げる事項に該当し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。 (1) 業務に関し、不正又は不誠実な行為を行ったとき。 (2) 代表役員等が法令等違反の容疑により逮捕、書類送検、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (3) 市が発注する物品の購入契約等で、仕様等未公表の入札情報入手するため、職員に働きかけを行ったとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2月以上12月以内</p>
<p>10（その他業務の指名停止） 物品の購入契約等以外の契約に係る指名停止の措置要件に該当し、本市から指名停止を受けたとき。</p>	<p>当該指名停止の開始日から当該措置要件に係る指名停止の期間が終了するまで。ただし、当該期間が24月を超える場合は24月まで。</p>